学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則

平成26年4月1日 規則第1号 最終改正 令和7年3月4日

(趣旨)

第1条 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規則(平成16年規則第29号。以下「専攻科認定規則」という。)第2条の規定に基づき認定された専攻科(以下「認定専攻科」という。)のうち、この規則に定める要件を満たすものとして学士の学位の授与に係る特例の適用認定を受けた専攻科(以下「特例適用専攻科」という。)の最終学年に在学し当該学年末に修了の見込みの者(以下「修了見込み者」という。)からの申請に係る学士の学位の授与については、学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則(平成16年規則第28号。以下「1項学士規則」という。)の規定にかかわらず、この規則の定めるところによる。

(学士の学位授与の要件)

- 第2条 学士の学位は、1項学士規則第2条各号の一に該当する者(以下「基礎資格を有する者」という。)で、専攻科を修了し、かつ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)の行う修得単位の審査及び次項に規定する学修総まとめ科目の履修に関する審査に合格した者に授与するものとする。
- 2 学修総まとめ科目は、当該申請者の学修を総括することを目的とし、専攻分野を通じて培うことが求められる能力並びに専攻に係る学修及び探究の成果を、論文又は演奏・ 創作若しくは作品を評価して単位を授与する授業科目で、特例適用専攻科の最終学年に 開設され、別に定める基準に該当すると認められた授業科目をいう。

(単位の修得方法等)

- 第3条 学士の学位の授与を受けようとする者は、1項学士規則第3条に規定する単位を 修得しなければならない。
- 2 前項の単位の修得にあたっては、次の各号に掲げる単位を修得するものとする。ただし、第1号の規定により修得する単位数には学修総まとめ科目の単位を含まないものとし、第2号の規定により修得する単位数には学修総まとめ科目の単位を含めることができるものとする。
 - 一 専門的な内容の授業科目(以下「専門科目」という。)の単位と専門に関連する授業科目の単位とをあわせて40単位以上(修業年限3年の短期大学(短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)第19条に規定する短期大学を除く。以下同じ。)に置かれる認定専攻科にあっては、20単位以上)
 - 二 専門科目31単位以上(修業年限3年の短期大学に置かれる認定専攻科にあっては、16単位以上)
- 3 前2項の単位の修得にあたっては、1項学士規則第3条第1項第1号に規定する単位

の全てを在学する専攻科において修得しなければならない。

(学士の学位授与の申請)

- 第4条 第2条の規定により学士の学位の授与を受けようとする者は、機構が別に定めるところにより、学位授与申請書に次の各号に掲げる書類等及び学位審査手数料32,00 0円を添え、機構が別に定める期間に機構長に申請するものとする。ただし、第4号及び第5号に掲げる書類については、専攻科の修了が確定した時点で機構長に提出するものとする。
 - 一 基礎資格を有する者である旨の学(校)長の発行する証明書
 - 二 単位修得状況等申告書及び学(校)長の発行する単位修得証明書
 - 三 機構が別に定める項目と内容が記述された学修総まとめ科目履修計画書
 - 四 機構が別に定める項目と内容が記述された学修総まとめ科目の成果の要旨等
 - 五 学(校)長の発行する専攻科の修了証明書
- 2 機構長は、審査のため必要があるときは、前項に掲げる書類等以外の書類を提出させ ることができる。
- 3 受理した学位授与申請書等の書類及び学位審査手数料はいかなる理由があっても返還 しない。

(1項学士規則の準用)

第5条 1項学士規則第5条から第10条まで(第6条第2項を除く。)の規定は、この規則による学士の学位授与について準用する。この場合において、同規則第6条第1項中「及び学修成果についての審査並びに試験」とあるのは「並びに学修総まとめ科目履修計画書及び成果の要旨等についての審査」と、同項及び同条第3項中「審査及び試験」とあるのは「審査」と、同規則第7条中「6月以内」とあるのは「9月以内」と読み替えるものとする。

(特例適用専攻科の要件)

- 第6条 機構は、認定専攻科のうち、次の各号に該当すると認められる場合は、当該専攻 科の修了見込み者からの学士の学位授与の申請について、この規則に基づく特例を認め る。
 - 一 短期大学又は高等専門学校の学科及び専攻科における学位授与の申請の専攻の区分 に係る大学の学部4年間に相当する教育課程の授業科目が、機構が別に定める修得単 位の審査の基準と適合性を有していること。
 - 二 専攻科の最終学年に置かれた授業科目において学修総まとめ科目が設定されており、かつ、当該専攻科の修了要件とされていること。
 - 三 専攻科で開設する授業科目のうち学修総まとめ科目については、原則として短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)又は高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)に定める基幹教員(専ら当該短期大学又は高等専門学校の教育研究に従事する者に限る。)が指導を担当するものとし、当該指導教員が大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)に定める教授又は准教授の資格に相当する資格を有

し、かつ、自らが研究に携わり、学修総まとめ科目の主旨に基づく教育指導を行う能力を有していること。

四 学修総まとめ科目の成績評価の基準と方法を定め、学生に対してこれをあらかじめ 明示するとともに、当該基準に従って適切に成績評価が行われていること。

(特例の適用認定の申出の手続き)

- 第7条 特例の適用認定を受けようとする認定専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者(国又は地方公共団体の場合にあっては、当該専攻科を置く短期大学の学長又は高等専門学校の校長とする。以下同じ。)は、特例の適用認定を受けようとする年度の前年度の4月30日までに、特例適用認定申出書に別に定める書類を添えて、機構長に申し出るものとする。
- 2 既に特例適用専攻科である認定専攻科が組織改編等の理由により改めて特例の適用認 定を受けようとするときは、当該専攻科を置く設置者は、専攻科認定規則第3条第4項 の規定に基づき、前項の申出とあわせて機構長へ申し出るものとする。ただし、当該特 例適用専攻科における専攻分野とは異なる専攻分野を含む場合には、この限りではない。

(特例の適用認定の申出の要件)

- 第8条 機構長は、短期大学又は高等専門学校に置かれる認定専攻科で、次の各号に該当する場合は、特例の適用認定の申出を受け付ける。
 - 一 専攻科認定規則第9条に規定する教育の実施状況等の審査について、直近の審査に おいて適と判定されていること。ただし、組織改編等に伴う新組織での審査が未了の 場合、旧組織において、新組織と同一の専攻分野、かつ、直近の審査において適と判 定された専攻科については申出を受け付ける。
 - 二 申請年度の直近5年の実績で、修了見込み者の学位授与申請数と最終学年在籍者数とを比較した平均値について、機構が別に定める割合以上であること。
 - 三 申請年度の直近5年の実績で、最終学年における学生定員と在籍者数とを比較した 平均値について、機構が別に定める割合の範囲であること。

(特例の適用認定の審査)

- 第9条 機構長は、第7条の規定により特例の適用認定の申出があったときは、学位審査会に特例の適用認定の可否について審査を付託するものとする。
- 2 前項の審査の付託があったときは、学位審査会は、第6条各号に関する審査を行わせ るべき専門委員会を指定し、当該専門委員会に審査を付託する。
- 3 専門委員会は、前項の審査を終了したときは、その結果を学位審査会に文書により報告する。
- 4 学位審査会は、前項の報告に基づいて特例の適用認定の可否について審査し、その結果を機構長に文書により報告する。

(特例の適用認定の通知)

第10条 機構長は、前条第4項の規定による学位審査会の報告に基づいて特例の適用認

定の可否を決定し、その旨を適用認定を受けようとする年度の前年度の10月31日までに、当該専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者に通知するものとする。

2 特例適用専攻科として適用認定されなかったときは、前項の通知に際し、理由を示す ものとする。なお、特例適用専攻科として適用認定されなかった場合においても、専攻 科認定規則第10条の規定による認定の取消し又は当該専攻科の廃止がなされない限 り、専攻科の認定は継続される。

(変更の届出)

- 第11条 特例適用専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者(以下「特例適用専攻科の設置者」という。)は、次の事由があるときは、当該変更又は取下げをしようとする年度の前年度の9月30日までに機構長にその旨届け出るものとする。なお、認定専攻科に係る変更又は廃止をしようとする場合は、専攻科認定規則第6条の規定により届け出るものとする。
 - 一特例適用専攻科の修了見込み者として学位授与の申請をする者が申請する専攻の 区分について、機構が別に定めるところにより追加又は変更しようとするとき
 - 二 第6条第1号に基づき短期大学又は高等専門学校の学科及び専攻科における学位 授与の申請の専攻の区分に係る大学の学部4年間に相当する教育課程の授業科目と、 機構が別に定める修得単位の審査の基準との適合性についてあらかじめ機構が審査 し認定した科目表の内容等を変更しようとするとき
 - 三 学修総まとめ科目の内容、成績評価の基準又は担当教員を変更しようとするとき 四 特例の適用認定の取下げをしようとするとき
- 2 変更の届出において審査が必要であるときは、第9条の規定を準用する。
- 3 機構長は、第1項第2号に該当する届出が専攻科認定規則第7条の規定に基づく再審査を伴うものである場合は、同条第5項に規定に基づき、変更の届出に係る審査とあわせて行うものとする。
- 4 機構長は、変更の届出に係る審査の結果に基づいて特例の適用認定の変更の可否について決定し、その旨を変更をしようとする年度の前年度の3月31日までに、当該特例適用専攻科の設置者に通知するものとする。

(教育の実施状況等の審査)

- 第12条 機構長は、特例適用専攻科における教育の実施状況等について、別に定める書類に基づき、第10条の規定による適用認定の通知日の属する年度の次年度の4月1日から、原則として5年以内に審査を行い、その後、原則として5年ごとに審査を行うものとする。ただし、機構長が特に必要と認める場合には、この限りではない。
- 2 機構長は、前項の審査にかかわらず、特例の要件に係る現況を確認する必要があると 認めるときは、特例適用専攻科の設置者に対し理由を示した上、随時、別に定める書類 の届出を求め、審査を行うものとする。
- 3 機構長は、前2項の審査において特に必要と認める場合は、特例適用専攻科に対する 実地の審査を行うものとする。
- 4 機構長は、前3項に規定する審査の状況に基づき適当と認める場合は、専攻科認定規

則第9条による審査とあわせて第1項の審査を行うことができるものとする。なお、機構長が特に必要と認める場合は、実地の審査をあわせて行うものとする。

5 第1項の審査は、第9条及び第10条の規定を準用するものとする。

(特例適用専攻科の取消し)

- 第13条 前条の規定による審査の結果、第6条各号に該当すると認められなくなった場合には、機構長は特例適用専攻科の設置者に対し、必要な措置を取るべきことを勧告することができるものとする。
- 2 前項の規定による勧告によってもなお改善されない場合には、機構長は当該特例適用 専攻科の設置者に対し聴聞の上、特例の適用認定を取り消すものとする。聴聞の手続き については別に定める。
- 3 前項の規定により特例の適用認定を取り消した場合には、機構長は当該専攻科を置く 短期大学又は高等専門学校の設置者にその旨を通知するものとする。なお、認定専攻科 の取消しについては、専攻科認定規則第10条の規定による。

(その他)

第14条 この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度においては、第7条及び第10条の規定にかかわらず、平成26年5月 31日まで認定専攻科からの特例の適用認定の申出を受け付け、平成26年12月31 日までに当該認定専攻科を置く短期大学又は高等専門学校の設置者に特例の適用認定の 可否を通知する。
- 3 この規則の規定により平成26年度に特例の適用認定を受けた認定専攻科の修了見込み者からの学士の学位授与の申請は、平成27年10月の機構が別に定める期間から受け付ける。

附 則(平成27年3月10日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第11条の規定により特例の適用認定を取下げた場合において、当該専攻科が特例の 適用認定を受けた認定専攻科であったときに入学した者で、機構が別に定める要件を満 たす者は、特例の適用認定を受けた認定専攻科の修了見込み者としての学士の学位授与 の申請を行うことができるものとする。
- 3 この規則の規定により平成27年度に特例の適用認定を受けた認定専攻科の修了見込み者からの学士の学位授与の申請は、平成28年10月の機構が別に定める期間から受け付ける。

附 則(平成28年3月31日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項及び第11条 第3項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の規定により特例の適用認定を受けた認定専攻科の修了見込み者からの学士 の学位授与の申請は、適用認定を受けた年度の翌年度10月の機構が別に定める期間か ら受け付ける。

附 則(令和5年9月12日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度に行おうとする特例の適用認定の申出については、短期大学及び高等専門 学校の選択により、なお従前の例によることができる。
- 3 この規則の施行の際現に認定されている短期大学及び高等専門学校に対する改正後の 第6条第1項第3号の規定の適用については、なお従前の例によることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、令和7年度以後に行おうとする特例の適用認定の申出をする場合には、当該認定の申出に係る短期大学又は高等専門学校については、この規則による改正後の第6条第1項第3号の規定を適用する。

附 則(令和7年3月4日)

この規則は、令和7年3月4日から施行する。

ただし、改正後の第5条は、令和6年度10月期申請の学位授与に係る審査より適用する。